

豊かな人間形成をめざす

生がい教育

昭和52年度 文部省教育モニター募集

1. 趣 旨

政府の文教施策について、広く一般国民から批判、意見、要望等を聞き、文教行政の参考とします。

2. 仕 事

教育モニターには、次の仕事を行っていただきます。

- (1) 1年に3回程度文部省がお送りする文書に御意見などを記入し、回答していただきます。
- (2) 北海道、福島県、千葉県、富山県、大阪府、愛媛県、佐賀県の各道府県に在住する教育モニターのかたには昭和52年度中に1回、当該道府県で開催する教育モニター会議にお集まり願ひ、御意見などを口頭で述べていただきます。

なお、このモニター会議は上記開催道府県のほか、必要に応じてその他の都府県で開催することもあります。

3. 募集人員等

305人 依頼期間2年

(このうち福島県民についての依頼人数は6名になります。)

4. 応募資格

教育について関心があり、教育モニターとして熱意と識見をお持ちの年齢満20歳以上の日本国民です。

ただし、次のかたは応募できません。

- (1) 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- (2) 常勤の国家公務員及び地方公務員(ただし、校長及び教員は応募できます。)
- (3) 行政相談委員法による行政相談委員
- (4) かつて、文部省の教育モニターであった者

5. 謝 礼 等

謝礼は、依頼した事項に対する報告1回について1,000円(税込)を支払います。

また、文部広報、広報資料等を発行のつどお送りします。

6. 申し込み先

960 福島市杉妻町2-16 福島県教育庁総務課広報係
電話 福島(0245)21-1111(内線3916)

7. 申し込み受け付け期間

昭和52年1月20日～昭和52年2月10日

(郵便で申し込む場合はこの期間内に到着するようにしてください。)

8. 「教育モニター申込書」用紙の請求

所定の「教育モニター申込書」は、直接、上記「6. 申し込み先」で受け取るか、又は、50円切手をはった返信用封筒(あて先明記)を同封して請求してください。

9. 選考結果

昭和52年4月上旬に文部省で決定し、直接本人にお知らせする予定です。

限りない力と豊かな心

53全国高校総体(昭和53年8月)を成功させよう